

年

ねりまの文化財

第十七回

郷土芸能ねりま座 公演

区内で活動する16の囃子連から、今回は4団体が競演します。
皆さまのご来場を一同心よりお待ち申し上げております!!



日時 平成29年2月11日(土・祝)
 午後1時～4時
 (午後0時30分開場)

会場 練馬区立生涯学習センター
 練馬区豊玉北6-18-1

出演

【区内】
 富士見台囃子保存会
 中村囃子連
 仲若囃子連
 関町囃子保存会

【ゲスト】
 竹間沢車人形保存会
 (埼玉県指定有形民俗文化財)
 (三芳町指定無形民俗文化財)

主催 練馬区民俗芸能協議会
 練馬区

定員 300名(先着順)

入場 無料

申込 当日会場受付

問合せ 伝統文化係



練馬区
 地域文化部
 文化・生涯学習課
 伝統文化係
 TEL 176-8501
 練馬区豊玉北6-12-1
 TEL 03(5984)2442

◇練馬のお囃子

現在、練馬区内で活動している囃子は16団体あります。ほとんどの囃子連が寿獅子や仁羽などの付隨芸能を伝承しているといった点が特色です。

流儀は「神田流大間」「経堂流早間」「田淵流中間」「船橋流中間」などが伝承されています。

今回のねりま座では、大間・中間の囃子を披露いたします。流儀によるテンポや曲調の違いなどを楽しめます。

◇竹間沢車人形

車人形とは、人形遣いが轆轤車と呼ばれる箱車にまたがつて自由に移動しながら、人形を操れるようにしたもので、その姿から車人形と呼ばれています。轆轤車を使うことで、従来三人で操っていた文楽人形を一人で操作できることになりました。少人数でも公演を行うことが可能となり、演出の幅が広くテンポの速いものや激しい動きができることが特徴です。

江戸時代の終わりから明治期には盛んだった車人形ですが、現在では八王子市下恩方、奥多摩町川野、そして今回ご出演いただけ三芳町竹間沢だけが車人形芝居を伝承し、調布市布田には人形芝居の道具のみが残されています。

出演団体を紹介します

練馬区指定文化財 古文書紹介

千川家文書「御上水永々御請負定手形之事」

ごじょうすいえいおんうけおいさだめがたのこと

練馬区では、文化財保護条例を制定し、区内の文化財の指定・登録を行っています。文化財に関心を深めていただくため、今回から、指定・登録文化財になつてゐる古文書について、紹介していきます。

今回、取りあげるのは千川家文書です。

千川家文書は、千川上水の開削、管理に関わった千川徳兵衛家に伝わっていた文書群です。千川上水は、元禄元年(一六九六)、開削されました。上水は、徳川綱吉が御成(おりなり)する施設である小石川(白山)御殿、湯島聖堂、寛永寺、浅草寺に給水をする目的で玉川上水から分水されました。本郷、湯島、外神田、下谷、浅草などの武家屋敷、寺社、町家周辺の農村の農業用水として利用されるようになるのは、宝永七年(一七〇七)

衛ら皆で大切に勤めること、第二条目に上水御用の費用を善九郎、与市郎の両人も滞りなく負担すること、第三条目には幕府から四人に下賜(かし)される上水の修理にかかる費用に関する奉書を交代で管理すること、第四条目にはその費用を四人が立ち会つて計算し、不足する場合は四等分で負担すること、第五条目には上水御用はわがままをいわず大切に勤めることが、記されています。

さて、この文書の冒頭で、千川上水の起点が千川(千河)で、巣鴨までが開渠であることが記されています。後年の史料では、上水の起点を上保谷新田としています。しかし、上保谷新田が成立するのは、上水開削よりも後年のことで、当時は玉川上水からの取水場所の地名を

「千川」という名称で認識していた様子がうかがわれます。上水の名称もここになつてからです。

今回紹介するのは、千川家文書の中でも一番年代が古いもので、上水開削直後に作成された上水の管理に関する証文です。千川上水の管理について、和泉屋太磨屋徳兵衛に対し、誓約するという形で出されたものです。この四人は、後に幕府から千川上水の管理を任せられ、上水の水元に就任しますが、どうやら徳兵衛がその中心であつたようです。

第一条目には御上水役を徳兵衛、太兵衛がその中心であつたようですが、その子孫が担つていくようになります。

【大意】

御上水を長く請負うための決め事の証文

このたび千河(千川)から本郷まで普請を(幕府から)仰せつけられた上水の内、千川から巣鴨まで開渠の部分の五里二二町(約二二キロメートル)の上水堀の普請が完成しました。上水沿いの武家屋敷、寺社、百姓、町方分とともに、下谷・三田請負や修理にかかる費用をくださいます様、あなた(徳兵衛殿)と拙者(太兵衛)たちの四名でお願いしましたが、それでよいと(幕府が)仰せになられ、ありがたく思っております。精を出し上水の御用を間違いなく、大切に思い勤めます。

上水御用に金がどれだけかかるとも、善九郎殿、与市郎殿から滞りなく費用を出してください。何にかけても費用がかかるときは立会のもと帳面に印を押し、立会のもと勘定をいたします。何事も立会によつて決めます。もちろん善九郎、与市郎から滞りなく家賃を納めさせます。

御公儀様(幕府)から下賜される上水の修理にかかる費用に関する奉書は、四名の中で毎月当番を決めて、その月の当番の人が預り、(奉書の内容を)大切に守ります。

付けたり 御書付を預かつたときは、預かつたことを証明する手紙を用意して、当番でない方へ出し、当番が交替のときに御書付を渡し、預かつていていたことを証明する手紙と引き換えます。

一 御公儀様(幕府)から永代にわたり下賜します御上水筋の修理にかかる費用は、近在、武家屋敷、寺社地、町方分とともに、四人の立会で、四人が判を押して受取ります。帳面には印を押し、全員で立会つて勘定します。

付けたり いろいろな費用は立会つて收支計算をした上で、金を預かりましても、赤字があつても、高當り(割り)五分を徳兵衛殿に割り当てます。残りの七割五分は、三人が引き受けます。

一 御上水御用については何事にもかかわらず、一人もわがままに取り扱うことはいたしません。もちろん立会の上、決定し御用を大切に勤めます。右の趣旨は一つ一つ間違ひなく行う様、堅く守ります。永きにわたり御上水御用を仰せつけられたからには、互いに子や孫、その末代まで、この証文を尊重し、少しも間違ひがない様心がけ、御用を大切に勤めます。万一小しでも間違いがあれば、日本のすべての神々の罰を蒙ります。後々の証拠として右記のとおりです。

(後略)

御上水永々御請負定手形之事

今度千河より本郷迄之御上水御普請被為 仰付候内、千川より巢鴨迄野方御上水道堀方五里七町之場所、御普請仕立水掛け渡シ出来、以後此水筋之御屋敷并寺宮地、百姓地方、町方共二、水御取被遊候御方様より、下谷請負、三田請負人并ニ水破損錢銀永々被下置候様、貴殿方拙者共両四人申合候而奉願候所、被為 仰付難有仕合奉存候、然上は相互ニ精出シ、御上水御役御用相違不仕候様二、御大切ニ相勤可申候事

御上水御用ニ付、御入用之金銀等之儀は何程成共、善九郎殿、与市郎殿御兩人より無滞御出シ可被下候、尤諸事入用之儀は立台、帳面ニ印置候而、立台之上ニ而、諸事差引可仕候、何事ニ不依立台相定可申候、勿論家賃之儀も善九郎、与市郎兩人より、無滞御上ヶ可申候事

従 御公儀様被為 下置候御上水破損錢銀之御奉書之儀は、両四人之内ニ而毎月替リ番月一定メ置候而、当月之方ニ而預リ置、御大切ニ相守可申候事

附リ、御書付預リ申候節、預リ手形相調候而、非番月之方え遣シ置、当番替リ之時分、御書付ヲ相渡シ、預リ手形と引替可申候事

従 御公儀様永々被下置候御上水道筋破損銀之儀は、近在并御屋鋪方、寺地、宮地、町方共ニ、両四人立台之上ニ而、両四判を以請取可申候、尤帳面ニ印立台勘定を以指詰可申候事

附リ、諸事入用立台差引之上御預御座候共、損御座候共、其高抬割式口半、貴殿御懸

可被成候、残分七口半は、両三人請取可申候事

一 御上水御用ニ付諸事何事ニ不依、老人として我儘ニ取さはき仕間敷候、勿論立台之上ニ而、

相極メ御用御大切ニ相勤可申候事

右之趣一々相違不仕候様 堅相守可申候、永々御上水御用被為 仰付被下候上は、相互ニ子々孫々末々ニ至迄も、此証文を以用之、少も相違無之様ニ相嗜、御用御大切ニ相勤可申候、万一小少も相違於有之者、日本大小神祇之各々蒙御対々可申候者也、為後日、依而如件

和泉屋

太兵衛印

元禄九年丙子五月廿五日

(播磨)

中嶋屋
与市郎印

加藤屋

善九郎印

徳兵衛殿

□□屋

御上水永々御請負定手形之事
元禄九年丙子五月廿五日
和泉屋 太兵衛
中嶋屋 与市郎
加藤屋 善九郎
徳兵衛殿

文化財を火災から守ろう

1月26日は文化財防火デー

1月26日は文化財防火デー

昭和24年（一九四九）1月26日、現存する世界最古の木造建築物である法隆寺金堂が炎上し、白鳳時代（7世紀半ば～8世紀初め）の壁画が焼損しました。

この壁画の焼損は、国民に強い衝撃を与え、火災や灾害による文化財保護の危機を深く憂慮する世論が高まり、翌昭和25年に文化財保護の総括的な法律として文化財保護法が制定されました。

昨年の演習の様子



旧内田家住宅

(石神井公園ふるさと文化館隣接)



練馬区立美術館

◆ 1月26日（木）午前10時から
三宝寺 石神井台1-15-6
（石神井消防署）

【お問合せ】伝統文化係

大泉井頭遺跡は、白子川上流の台地縁辺に位置する約四五〇〇年前の縄文時代中期の集落跡で、東大泉七丁目38番地に所在する遺跡です。

発掘調査は、住宅建設に先立つて、平成27年6月に4日間かけて行いました。縄文時代中期中葉勝坂式期の住居跡と後葉の加曽利E式期の住居跡が重なった状態で3軒発見されました。縄文時代の住居跡は、土を掘り窪めた竪穴住居で、中央に火を炊く炉があります。住居跡は、柱や屋根等は朽ちました。

下の部分はなくなっていますが、内面にススが付いており、炉跡には焼けた土が堆積していました。土器は、底部以降くなってしまいますが、柱穴と炉跡、床等が残されている状態でみつかりました。今回の発掘調査では、加曽利E式土器が炉に埋設された住居跡の約半分と、勝坂式期の住居跡の壁の一部がみつかりました。下右の写真は、加曽利E式期の住居跡の炉に土器が埋設されていた状態です。土器は、底部以下の部分はなくなっていますが、内面にススが付いており、炉跡には焼けた土が堆積していました。



調査区全景

(加曽利E式期2軒重複・手前が勝坂式期の住居跡)



炉跡に埋設されていた土器
(加曽利E式土器)



炉跡